

11月は  
「あいさつ・声かけ運動」  
の強化月間です！

青少年育成茨城町民会議では、県の関係機関とともに、「あいさつ・声かけ運動」を推進しています。まず、大人から子どもに「あいさつ・声かけ」をはじめてみましょう。



【問合せ先】  
茨城町教育委員会  
生涯学習課  
☎240-7122

学校給食共同調理場からのお知らせ

学校給食共同調理場では、平成26年度学校給食用物資納入業者を募集します。町では、学校給食に用いる食材を見積入札により購入しています。参加希望の業者の方は申し込みをしてください。

- ◇申込期間 平成25年11月1日(金)～11月29日(金)まで
- ◇申込場所 茨城町立学校給食共同調理場(茨城町長岡1390)
- ◇申込書類 願書等一式(学校給食共同調理場にあり)

※見積参加業者の選定は、営業実績や供給能力などについて、審議の上決定されます。  
【問合せ先】 茨城町立学校給食共同調理場  
☎292-1209

「うちエコ診断」参加家庭募集  
あなたのお家に合った「省エネ対策」を提案します

茨城県では、家庭における省エネの取組を支援するため、希望世帯に「うちエコ診断」を実施しています。診断は無料です。ぜひご応募ください。

◆「うちエコ診断」とは  
家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、所定の研修を終了した診断員が、専用診断ソフトを用いてライフスタイルに合わせた「省エネ対策」を提案いたします。

◆「うちエコ診断」でわかること  
ご自宅の「エコロジ」度<sup>※</sup>がわかる！  
ご自宅のどこから、どれだけのCO<sub>2</sub>がでていいるかを分析し、平均的な家庭との比較ができます。あなたの家にぴったりの「オーダーメイド型省エネ対策」がわかる！

◆申込み方法  
診断結果をもとに、うちエコ診断員から詳しい省エネアドバイスを受けることができます。省エネ対策で、光熱費がいくらかお得になるかわかる！省エネ対策を実施した場合の、光熱費の削減額や費用対効果がわかります。

◆診断期間  
平成25年12月下旬まで  
郵便・FAX・電子メール、またはホームページ上から申込みください。申込書はホームページからダウンロードできます。診断は、診断員がご自宅を訪問する「訪問診断」と、直接窓口においていただく「窓口訪問」をお選びいただけます。

【問合せ・申込み先】  
(一社) 茨城県環境管理協会内 茨城県地球温暖化防止活動推進センター  
〒310-0836 水戸市元吉田町1736-20  
☎029(248)7431 FAX029(240)1270  
メール: [ibaonse@kankyokanri.or.jp](mailto:ibaonse@kankyokanri.or.jp)  
ホームページ: <http://www.kankyokanri.or.jp/cei/>

ご存知ですか？ 特別児童扶養手当

- ◆特別児童扶養手当とは  
精神、知的、または身体に障害の状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する制度です。
- ◆特別児童扶養手当を受けられる方  
精神、知的、または身体に障害のある20歳未満の児童を、家庭において監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方が申請により受給することができます。なお、この手当は所得によって支給されない場合もあります。  
※監護…対象児童の生活について、種々配慮し、日常生活において衣食住などの面倒をみていること。
- ◆手当の対象となる児童の障害の程度

特別児童扶養手当1級 (月額50,050円：平成25年10月1日現在)	特別児童扶養手当2級 (月額33,330円：平成25年10月1日現在)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の判定が概ね1級、2級(内部的疾患は例外があります)</li> <li>・療育手帳の判定がA、A</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳が概ね1級</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の判定が概ね3級(内部的疾患は例外があります)</li> <li>・療育手帳の判定が概ねB</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳が概ね2級</li> </ul>

障害の程度はおおむね上記のとおりですが、身体障害者手帳または療育手帳をお持ちでない方も「障害等級表」に該当すれば手当の対象となります。

- ただし、次の場合は受給できません。
1. 児童及び父、母または療養者が日本国内に住んでいないとき
  2. 児童が障害による公的年金を受けられることができるとき
  3. 児童が児童福祉施設等に入所しているとき(母子入所を除く)
- ◆申請書類
1. 請求者と対象児童の戸籍謄本・抄本(交付日から1か月以内のもの)
  2. 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し(交付日から1か月以内のもの)
  3. 対象児童の障害程度についての医師の診断書(申請日から起算して2か月以内で所定の様式のもの。省略できる場合あり)
  4. 印鑑、預金通帳(請求者本人のもの)、特別児童扶養手当振込先口座申し出書(所定の様式)

【問合せ先】 社会福祉課 ☎240-7112

被害急増！健康食品の送り付け商法にご注意ください

突然電話で、「以前に注文を受けた商品を送ります。」と電話がかかってくる。

「身に覚えがない。」「注文していない。」「と言つと、「そんなはずはない。」「契約時の会話を録音してある。」「断るなら裁判にする。」「などと脅したりして、なかなか電話を切らせてくれません。

結果、脅されて怖くなったたり、「間違ひなく注文している。」「としつこく言われると、「もしかしたら注文したのかも。」「と思ってしまうし今回だけなら・・・と了承するよう仕向ける。

数日後、代金引換で商品を送りつけ。

茨城町でも、同様の相談が寄せられています。決して他人事ではありません。普段から何かを注文したり、荷物が届くような場合には家族間で話をしておきましょう。

【問合せ先】 茨城町消費生活センター ☎029(291)1690

アドバイス  
☆できるだけ、一人でいる時間には、留守番電話にしておきましょう。  
☆注文した覚えがないものは、はっきりと断りましょう。  
☆万が一、商品が送られてきても代金は支払わずに受取拒否をしましょう。  
※念のため、業者名、住所、電話番号を控えておきましょう。  
☆受取ってしまったても、商品を開封したり使用したりしないようにしましょう。  
また、クーリング・オフや、解約できる場合があるので、すぐに消費生活センターに相談しましょう。